



家具などの転倒を防止するための固定金具の配付・取付支援

問い合わせ 防災室 ☎229-3104 FAX223-6247

自ら居住する住宅で、地震等による家具などの転倒を防止するための固定金具の配付・取付支援を無償で行います。ただし、固定金具の配付・取付支援は、それぞれの実施年度を問わず1世帯につき1回限りです。



固定金具

受け付け

随時 ※在庫がなくなり次第終了

金具数の上限

L字金具(小)4個、L字金具(中)2個、連結金具2個、皿木ネジ(L=32mm)24本、皿木ネジ(L=20mm)8本

対象

津市に住所のある人

必要書類

申請書(借家の場合は家主の承諾が必要)、住所の確認できる書類(住民票、運転免許証等の写し)
※代理受領の場合は委任状が必要です。申請書は津市ホームページからダウンロードできます。

提出場所

防災室または各総合支所地域振興課

取付支援を行います

配付する固定金具の取り付けが困難な場合に、支援を行います。希望する場合は配付申請をするときに申請してください。

対象 65歳以上の高齢者のみの世帯、障がいのある人と同居している世帯
※障がいのある人とは…下記のいずれかに該当する人

- 身体障害者手帳の級が1級から3級
- 精神障害者保健福祉手帳の級が1級
- 要介護認定の区分が3から5
- 療育手帳の区分がA

必要書類 対象要件の確認できる書類(世帯全員の住民票、身体障害者手帳の写しなど)



太陽光発電設備などの設置に対する補助金

問い合わせ 環境政策課 ☎229-3212 FAX229-3354

地球温暖化対策の一環として、環境への負荷が少ない新エネルギーの利用を促進するため、次のとおり補助金を交付しています。

対象設備

太陽光発電システム、小型風力発電システム

対象者

市内で、個人住宅や共同住宅、事業所、自治会集会所に対象設備を設置する人

対象にならない場合

- 補助金の申し込み前に、対象設備の設置工事に着手したとき、または対象設備が設置された新築住宅を購入し引き渡しを受けたとき
- 対象設備の施工または販売を行う事業者が、販売促進のみを目的として設置するとき
- すでに今年度内にこの補助金の交付を受けているとき
- 事業が年度内に完了しないとき

補助金額

▼太陽光発電システム

個人住宅

太陽電池モジュールの公称最大出力の合計	金額(1件当たり)
5kW以上10kW未満	10万円

自治会集会所、共同住宅、事業所

太陽電池モジュールの公称最大出力の合計	金額(1件当たり)	
	共同住宅・事業所	自治会集会所
3kW未満	3万円	21万円
3kW以上6kW未満	6万円	42万円
6kW以上10kW未満	10万円	70万円

▼小型風力発電システム

1件当たり6万円

申し込み

環境政策課または各総合支所地域振興課へ ※詳しくは、津市ホームページをご覧ください。

